

## 鳥羽市空家等対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥羽市空家等対策委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項の空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)の策定等に関し、広く意見等を求め、本市における空家等に関する対策の円滑な実施を図るため、鳥羽市空家等対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他空家等対策の推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会の委員は10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内会及び自治会の代表者
- (3) 関係団体代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選又は推薦により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会に、第3条に規定する事項に関して調査研究及び調整を行わせるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設課管理係において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。